

# 第 3 章 計画の基本的な考え方

## 1. 基本理念

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成するため、熊取町男女共同参画推進条例に掲げる5つの基本理念をもとに、男女共同参画の推進を図ります。

### 基本理念

#### ①男女の人権の尊重

男女が個人として尊厳を重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、さらに、その他男女の人権が尊重されることを旨とする。

#### ②社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮することを旨とする。

#### ③政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、対等な構成員として、町における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨とする。

#### ④家庭生活における活動と他の活動との両立への配慮

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ当該活動以外の活動を行うことができるようにされることを旨とする。

#### ⑤国際社会との協調

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われることを旨とする。

## 2. 男女共同参画における町のめざす姿

次を『男女共同参画における町のめざす姿』とし、本計画を推進していきます。

互いに認めあい ともに支えあい 誰もが自分らしく輝けるまち

## 3. 基本的方向

次の5項目を基本的方向として、施策を展開し、課題の解決に取り組みます。

- ①人権の尊重と男女共同参画への意識づくり
- ②あらゆる分野における男女共同参画の推進
- ③家庭・職場での男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進
- ④あらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進
- ⑤誰もが健やかで安心して暮らせるまちづくり

## 4. SDGs と本計画との関係

SDGsとは、平成27(2015)年9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」(以下アジェンダ)に掲げられた平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標で、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

アジェンダでは、SDGsの5番目のゴールとして「ジェンダー平等を達成し、すべての女性・女児のエンパワーメントを行う」を掲げるとともに、SDGs達成にジェンダー平等の実現と女性・女児のエンパワーメントは重要な貢献をするものであり、アジェンダ全体の実施においてジェンダー視点の主流化が不可欠としています。

本計画においても、あらゆる施策についてSDGsを意識して取り組み、性別にかかわらず誰もが自らの力を発揮し活躍できるまちの実現をめざします。

【SDGsの17のゴール】

|   |  |  |   |
|---|--|--|---|
| <p>1 貧困をなくそう</p>               | <p><b>目標1【貧困】</b><br/>あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>  | <p>2 飢餓をゼロに</p>           | <p><b>目標2【飢餓】</b><br/>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>  |
| <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>          | <p><b>目標3【保健】</b><br/>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>   | <p>4 質の高い教育をみんなに</p>      | <p><b>目標4【教育】</b><br/>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>   |
| <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>         | <p><b>目標5【ジェンダー】</b><br/>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>                                      | <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>    | <p><b>目標6【水・衛生】</b><br/>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>  |
| <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>    | <p><b>目標7【エネルギー】</b><br/>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>                              | <p>8 働きがいも経済成長も</p>       | <p><b>目標8【経済成長と雇用】</b><br/>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>          |
| <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>     | <p><b>目標9【インフラ、産業化、イノベーション】</b><br/>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>            | <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>  | <p><b>目標10【不平等】</b><br/>国内及び各国家間の不平等を是正する</p>   |
| <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>      | <p><b>目標11【持続可能な都市】</b><br/>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>                                | <p>12 つくる責任 つかう責任</p>   | <p><b>目標12【持続可能な消費と生産】</b><br/>持続可能な消費生産形態を確保する</p>   |
| <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>       | <p><b>目標13【気候変動】</b><br/>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>  | <p>14 海の豊かさを守ろう</p>     | <p><b>目標14【海洋資源】</b><br/>持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>  |
| <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>          | <p><b>目標15【陸上資源】</b><br/>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> | <p>16 平和と公正をすべての人に</p>  | <p><b>目標16【平和】</b><br/>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> |
| <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>  | <p><b>目標17【実施手段】</b><br/>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>                                | <p>※第4章では、施策の方向ごとに、SDGsの17の目標のうち、主に関連する目標を3つずつ明記しています。</p>   |   |

## 5. 施策体系



基本的方向

基本的方向3

家庭・職場での  
男女共同参画と  
ワーク・ライフ・  
バランスの推進

【熊取町女性活躍推進計画】

施策の方向

(1) 就労の場における  
男女共同参画の  
推進

(2) 仕事と生活の調和  
(ワーク・ライフ  
・バランス) の  
理解促進

(3) 仕事と子育て・  
介護の両立の  
ための支援

(1) あらゆる暴力と  
人権侵害を  
許さない環境の  
整備と啓発

(2) 子ども、若者への  
予防啓発の推進

(3) DV被害者支援の  
相談支援体制の  
充実

具体的施策

①雇用の機会均等と待遇の確保の推進

②多様な働き方に対応できる仕組みづくり  
の推進

③女性活躍推進のための取組の充実

④町役場における女性活躍の職場づくりの  
推進

①ワーク・ライフ・バランスに関する理解  
促進

①仕事と子育て・介護の両立のための支援

②地域における子育て支援システムの充実

③町役場における仕事と子育て等との両立  
支援

①暴力と人権侵害を許さない意識づくり

②暴力の実態について理解を深めるための  
啓発・学習機会の提供

③性犯罪、性暴力等に関する啓発

①若年層へのデートDV防止のための教育  
と啓発

②暴力を防止するための教育の推進

③SNSに起因するトラブルを未然に防ぐ  
ための予防啓発

①DV相談窓口の周知

②相談員の育成

③緊急かつ安全な保護の実施と切れ目ない  
被害者支援

基本的方向4

あらゆる暴力の根絶に  
向けた取組の推進

【熊取町DV防止基本計画】

## 基本的方向

### 基本的方向5

誰もが健やかで  
安心して暮らせる  
まちづくり

## 施策の方向

(1) 生涯にわたる心と  
身体健康づくり

(2) 一人ひとりが  
自分らしく  
暮らせるための  
仕組みづくり

(3) 誰もが安心して  
暮らせる  
まちづくりの推進

## 具体的施策

① リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発  
及び学習機会の提供

② ライフステージに応じた健康づくりへの  
支援及び健康相談、健康診断の充実

③ 心の健康づくりの推進

① ひとり親家庭・高齢者・障がい者（児）・  
外国人が暮らしやすい環境づくりへの支援

② 複合的に困難な状況に置かれている人々  
への対応・支援

① 誰もが安心して暮らせるための環境整備

